

## 遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本会の名称は、遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目 的）

第2条 協議会は、水防法第15条の9及び第15条の10に基づき、遠賀川圏域において、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取組を、関係する機関が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（対 象）

第3条 協議会で対象とする遠賀川圏域は以下のとおりとする。  
遠賀川水系、今川水系のうち田川郡にかかる区域、撥川水系、割子川水系、  
金手川水系、金山川水系、矢矧川水系、汐入川水系

（組 織）

第4条 協議会は（別表－1）に掲げる委員をもって構成する。

（役 員）

第5条 協議会は、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

（会 長）

第6条 会長は、遠賀川河川事務所長をもって、これに充て会務を運営する。

2 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。

3 会長は、第4条によるもののほか、必要に応じて構成員以外（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（副会長）

第7条 副会長は、直方市長、飯塚市長、田川市長をもって、これに充てる。

2 副会長は、会長を補佐するものとする。

（幹事会）

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、（別表－2）に掲げる委員をもって構成する。

3 幹事長は、遠賀川河川事務所技術副所長をもって、これに充て会務を運営する。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。

5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

【資料9（減災）】

6 幹事長は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（事務局）

第9条 協議会及び幹事会の事務局を、遠賀川河川事務所及び福岡県県土整備部河川管理課に置く。

（協議会の実施事項）

第10条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び早期の復旧を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を行う。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第11条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料の公表）

第12条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第13条 協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第14条 この規約は、平成28年 5月23日から実施する。

平成29年 5月29日 改正

平成30年 5月21日 改正

令和 2年 5月25日 改正

令和 6年 5月23日 改正

令和 8年 5月18日 改正予定

(別表－1)

## 遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会構成機関

九州地方整備局	遠賀川河川事務所長
気象庁	福岡管区气象台長
福岡県 総務部	防災危機管理局 防災企画課長
	消防防災指導課長
県土整備部	河川管理課長
	河川整備課長
	直方県土整備事務所長
	北九州県土整備事務所長
	田川県土整備事務所長
	飯塚県土整備事務所長
北九州市長	
直方市長	
飯塚市長	
田川市長	
中間市長	
宮若市長	
嘉麻市長	
芦屋町長	
水巻町長	
岡垣町長	
遠賀町長	
小竹町長	
鞍手町長	
桂川町長	
香春町長	
添田町長	
糸田町長	
川崎町長	
大任町長	
福智町長	
赤村長	

(別表－2)

## 遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会（幹事会）構成機関

九州地方整備局	遠賀川河川事務所	技術副所長
気象庁	福岡管区气象台	予報課長
福岡県 総務部	防災危機管理局	防災企画課 課長補佐
		<del>消防防災指導課 課長補佐</del>
県土整備部	河川管理課	課長補佐
	河川整備課	課長補佐
	直方県土整備事務所	用地課長
	北九州県土整備事務所	用地課長
	田川県土整備事務所	用地課長
	飯塚県土整備事務所	用地課長
北九州市	危機管理室	災害対策担当課長
北九州市	都市整備局	河川整備課長
若松区		総務企画課長
八幡西区		総務企画課長
直方市	総合政策部	防災・地域安全課長
飯塚市	総務部	防災安全課長
田川市	市民生活部	安全安心まちづくり課長
中間市	総務部	安全安心まちづくり課長
宮若市	総務部	総務課長
嘉麻市		防災対策課長
芦屋町		総務課長
水巻町		総務課長
岡垣町		地域づくり課長
遠賀町		人事防災課長
小竹町		総務課長
鞍手町		まちづくり課長
桂川町		総務課長
香春町		総務課長
添田町		防災管財課長
糸田町		防災管財課長
川崎町		防災管財課長
大任町		総務企画財政課長
福智町		防災管財課長
赤村		総務課長